

第3回 郡山市公文書等の管理に係る懇談会 次第

日時：令和4年1月25日（火）

14：00～16：00

場所：郡山市役所庁議室

1 開 会

2 議 事

（1）郡山市公文書等の管理指針(案)

（2）文書保存期間基準表（案）

3 そ の 他

4 閉 会

第2回郡山市公文書等の管理に係る懇談会における質問等回答表

資料 1

No.	資料	項目	発言者	質問等要旨	事務局回答	対応策
1	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要	第6 保存「郡山市の文書管理 の課題」 第9 点検、監査及び管理状況 の報告等「郡山市独自」	白井委員	資料2「第6 保存」郡山市の文書管理の課題について、当然職務 の遂行上常に手元になければならない文書も存在するからそれ はよいが、点検をかなりきちんとやらないといけない。 「第9 点検」の郡山市独自のところに出てくる点検は、この管理指 針作成に当たって、常用文書の調査をしようと考えているというこ とでよいか。	文書引継ぎ時に執務室に残す常用文書についても総務法務課で 点検を行う。	—
2	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要	第8 移管、廃棄又は保存期間 の延長「公文書管理法のポイント」	白井委員	「移管する公文書に利用の制限を行うことが適切であると認める 場合は、その旨の意見を付さなければならない。」というのは、郡 山市では課題ではなく、公文書管理法の趣旨を踏まえていくというこ とでよいか。	公文書管理法の理念に従うつもりである。	—
3	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要	第9 点検、監査及び管理状況 の報告等	梅原委員	点検していく項目についてはいろいろな観点があるので、毎度同 じでなくてもよいし、その年によってテーマを決めてそれはそれで 実施してもよい。		—
4	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要	第7 公文書ファイル管理簿の作 成	梅原委員	「公文書ファイル管理簿」を職員が有効に使えるのものにし、ま た、当該管理簿を、市民との情報共有ツールにすることとは、 今までなかったことをやろうということなので、こういった視点を忘 れないでほしい。		指針策定後、運用の手引きである「文書事務の手引き」を改 訂し、職員説明会を開催し、説明する予定。 また、今後開催する職員研修においても説明する。
5	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要	今後の検討事項	梅原委員	市の公文書全体からすると、移管するまでで終わりではなく移管さ れた文書もきちんと管理されて市民に利用されるということが入っ てこそ全体、一気通貫ということだと思うので、今回の管理指針と いうのは、文書の利用について範囲として意識はしているが当座 はこれでいくということなのか、将来展望をお聞きたい。きちんと した計画を作り、実際にやってみられる、そういう地道なことを積 み重ねることと文書管理はよくなっていくし、将来、公文書管理条 例制定となったときにかかり結びついていくと思う。	今回の指針は、当市の職員にとって初めての動きであり、この段 階からそういった考えを持っていくということは非常に重要だと思っ たので、例えば指針の中に歴史資料の活用を含めて入れるというよ うなことを検討する。具体的に今後の利活用に向けて職員が意識 していくといったことを入れることも検討する。	指針策定後、運用の手引きである「文書事務の手引き」を改 訂し、職員説明会を開催し、説明する予定。 また、今後開催する職員研修においても説明する。
6	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要		石田委員	職員の方に徹底していくというようなことを前提にすると、30年間 常用にしようという場合の例示をしないとわかりにくいのでは ないか。	「標準文書保存期間基準表」に示すので職員も一覧で理解でき ると思われる。	—
7	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要		石田委員	郡山市の文書管理の課題と郡山市の独自の部分を強調してもら いたい。	実際は歴史情報・公文書館が開館してからの利活用がゴールだ と思っているので、その観点は忘れないようにする。	指針策定後、運用の手引きである「文書事務の手引き」を改 訂し、職員説明会を開催し、説明する予定。 また、今後開催する職員研修においても説明する。
8			大河委員	公文書ファイル管理簿は簿冊なのか。公文書管理の目録のような ものが今後の検討で重要である。簿冊だけでなく、目録の方がよ いと思う。	インターネットでも公表できるようにするので検索しやすくなると思 われる。	公文書ファイル管理簿の公開項目は、自治体によって相違が あるが、文書名まで公開となると、文書作成時の文書件名のつ け方なども職員への徹底が必要になるため、継続検討とする。
9	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要	第7 公文書ファイル管理簿の作 成	白井委員	No.8.大河委員の発言に関連して ファイル管理簿なので、「簿冊」「ファイル」であり、その中の文書に ついては、必ずしも求められていない。しかし、先進自治体におい ては、文書の件名まで公表している自治体があるので、検討して もいいのではないかと。一度にではなく、徐々に遡るなど何かできる のではないかと。	検討する。	(参考 2020.12.1現在 船橋市依頼調査結果) 対象 政令市、中核市等125団体 調査結果 ①簿冊名まで公開 53団体(42.4%) ②文書名まで公開 41団体(32.8%)
10	資料2 郡山市公文書等の 管理指針作成概要	第10 研修	白井委員	郡山市職員の文書管理に関する研修というのは、新規採用の初 任者研修のみか。	現状としては文書管理に特化した研修は行っていない。情報保 護、個人情報関係については適宜行っている。ただ、今後、施設 ができれば、文書管理体制や実務者にも必要な研修であるため、 人事サイドとしても検討する。	※(参考)令和4年からの国の改正「ガイドライン」においては、 職員研修が強化された。 「総括文書管理者は、文書管理者及び文書管理担当者の職 に初めて就いた者全てを対象とする対面方式での研修を、毎年 度実施するとともに、新規採用の職員に対する採用時の研修に 公文書管理を取り入れるものとする。」 (本市の方向性)来年度の指針運用開始に合わせ、職員研修 を段階的に実施する。R4年度は、国立公文書館に講師依頼予 定。

No.	資料	項目	発言者	質問等要旨	事務局回答	対応策
11	資料3 郡山市公文書等の管理指針(案)	P12 第8 移管、廃棄又は保存期間の延長	白石委員	移管された後、移管を受けた歴史情報・公文書館においては利用の制限を行うという部局の意見を「参酌しなければならない」という現状の公文書管理法における規定がある。参酌というのはあくまで参考にするという意味合いで、参考にした上で、公開するかしないかの決定権は公文書館長に付与されているというのが、法律の考え方だと私は理解している。 今後、郡山市で歴史情報・公文書館の権限とか職務内容を検討していくということですが、その際にこの部分を意識して制度設計していただきたい。冒頭に白井委員や梅原委員から文書を作成するだけではなく、移管した後の公開のやり方も含めて、車の両輪で制度設計していく必要があるのではないかと指摘があったが、その意見に私も賛成する。	適切な取扱いになるよう、そういった考えを取り入れる。	関係部局と調整
12			白井委員	No.11の白石委員の意見に関連して「時の経過、時間の経過」を指針に文言として取り入れていただきたい。そういう考え方を取り入れるということが、管理指針の中で文言や表現であったほうが、後々この指針に基づく話ができるのではないかと、あるいは、職員の方々に文書管理研修をしていくときもそのことが言えるのではないかと。		運営体制と合わせて整理する。
13			白石委員	現状だとかなり強い印象があるので、意見を付さなければいけない、その拘束力というのは時間の経過とともに外れていくものだとすることを盛り込んでいただきたい。 いわゆる普通の個人情報とかそういったものは、時の経過でどんどん開示される。重篤な病気とか禁固刑とか犯罪情報などはかなり長い非公開の期限が設定されている。他に地域の実情で他の地域なら開示できても、この地域でこうということが公開されると非常に日常生活に支障が出るとか、そういったことは適宜長く設定すればよい。		運営体制と合わせて整理する。
15	資料4 標準文書保存期間基準表(案)	P2	白井委員	永年から5年まであるものを更に見直して細かく保存期間を設定しなおすということだと思う。例えば「5 要綱、要領等の制定又は改廃又は経緯」は(1)から(5)まであって更にア、イ、ウがあるので全部で7項目あり、保存期間については「業務上必要な期間により30年、10年、5年というふうにあるが、これが何年とかいうのではなくて、柔軟にこれを判断するということに見えるが、そういうことなのか。	基準表(案)において、担当部局に判断してもらう予定。	-
16	資料3 郡山市公文書等の管理指針(案) 資料4 標準文書保存期間基準表(案)	(資料3)P9 第6 保存	白井委員	先ほどの資料3の9ページ「第6 保存」の「1 公文書ファイル等の保存」にもあるとおり、これから作ろうとしていること(指針等)は、おおむね30年、10年、5年、3年、1年、そのうちの5年以上のものが主たる対象であって、3年以下のものはその他の扱いになるのか。5年以上とそれ以外で区切りがあるように見える。	現在の運用で5年以上の保存年限のものだけを集中書庫である地下書庫に保存しているという現状を踏まえて考えている。3年以下は移管対象ではないということではないです。今後、場合によっては3年保存の文書でも移管対象の文書が出てくる可能性もありますので、そのあたりをどういった形で集中管理していくかということは検討する。	-
17	資料3 郡山市公文書等の管理指針(案)	P3 第2 用語の定義「4 特定歴史公文書」	徳竹委員	歴史情報・公文書館の館長を管理しているのが市長だから、特定歴史公文書についても市長が引き続き保存するというような書き方になっている。他のところでは歴史情報・公文書館という言葉がしっかり指針のところでも出てくるが、なぜここだけ市長というふうにしたのか、直接、歴史情報・公文書館と書いてもよいのではないかと。	現状では調整がついていない部分である。	運営体制と合わせて整理する。

No.	資料	項目	発言者	質問等要旨	事務局回答	対応策
18	資料3 郡山市公文書等の管理指針(案)	P3 第2 用語の定義「4 特定歴史公文書」	白井委員	No.17の徳竹委員の意見に関連して これはかなり大きい問題で、全体として、歴史情報・公文書館の館長に権限を付与するようなイメージがありますけど、それがベストなのかどうかというのは、なお検討の余地がある。つまり、実際に特定歴史公文書という、保存期間を満了して永久保存すると決めて選別し保存することになった文書の最終的な管理の責任者は誰かということに関わってくる。、市長というのも一つの姿としてはある。そうすると、その時に最終管理責任者が市長であるとする、おそらく新しい施設における文書の管理に直接携わる人はどういう人かということにも関わってくる。一方で歴史情報・公文書館の館長ということになると、移管したものの全てをその館長が負うことになるので、郡山市の組織としてそれが可能かどうかということになるので、慎重に議論をする必要がある。	市の組織を踏まえ、効率がよく漏れのない管理をするにはどうするのか検討する。委員に御相談や御報告をしながら進める。	関係部局と調整
19			梅原委員	No.18の白井委員の意見に関連して 先ほどの時の経過の利用の問題、本当はこの指針の中に特定歴史公文書の利用などを項目として設けてもよいのですが、まだ整備できていないため対象外であるが、将来的にはきちんと入れる方針であるということを確認できた。指針を早く作って職員の方になじんでいただいて、管理がよくなるようにしていただくのが一番大事だが、今後のことも、意識した上で進めていただきたい。		関係部局と調整
20	資料4 標準文書保存期間基準表(案)		梅原委員	白井委員からお話があつて、例えば先ほどの2／8ページの5の要綱、要領等について、「業務上必要な期間により30年、10年、5年」とあつて、この中からから保存期間を設定することですが、同じ一連の文書なのに保存期間が分かれてくるところが、現場の職員には難しいのかなという感じを持ちます。実際には今までやられているように、例えば永年と5年があるとかいうあたりも、何かで分けている目安というのか基準というのか、そういうものが実際どのようにこの表で整理されてくるのかというあたりがわからないと、実務者が困るところだろうなと思います。これは第一段階でどこでも作られている共通の文書で、ましてやそれぞれの課としては本当にこの基準表の40の項目で網羅されるのかちょっとわからないと思います。そういうものがあるのかないのか、表に自分の持っている文書が当てはまるのかどうかというのをそれぞれの課で作ってもらわなければいけないと、これがちょっと先に出てくる実務上の課題ではないかと思います。それがうまくいけば、電子文書の問題も含めて、うまくできるかなと思います。	安易に軽易なものが選ばれる傾向があるので、そうではなく各自がきちんと整理できるようにしたい。	
21			白井委員	No.20の梅原委員の意見に関連して 今だって基準は当然あるわけで、ここはざっくり書いていますが、例えば2／8ページの5のところの7項目を、これは永年か5年か書いてあるんですよね。それがないと、それを基にしてこれは10年の方がいいんじゃないかというそういう検討は多分現場はできるけれど、こうされるとどれにしたらいいのか迷うんじゃないかと、そういう話だと思います。今はこれだけど、今後はこれでいいかどうかという聞き方のほうがいいんじゃないかという話です。		
22	資料4 標準文書保存期間基準表(案)		徳竹委員	基準表は実際運用し始めたらかなり拘束力が強いものになるのか。それとも、例えば、基準表の保存期間は10年となっているけれども、各課の判断によっては、これは大事だから30年にするとか、そういう判断はあり得るのか。その辺の拘束力を教えていただきたい。	基本は基準表の保存期間どおり。延長する場合は、延長手続が必要である。	指針の運用を開始し、実務上課題があれば見直しをしていきたい。
23	資料4 標準文書保存期間基準表(案)		白石委員	No.22の徳竹委員の意見に関連して 仮に運用を始めて基準表よりも保存年限を長くする必要があるということで、延長はもちろんできるのですが、あまり延長延長を繰り返すというのは公文書管理上あまりよろしくないというのが今の流れ。実際やってみて延長ばかり繰り返すようであれば、保存年限を長く設定するものとして最初に制度設計した方がよい。ですから、安易な延長というものは避けるような方向で制度設計した方がよいと思う。もちろんやってみなければわからない面もあると思いますが、原部局の方で本当にこれは30年間必要なんだというものであれば、きちんと長めの保存期間を設定してあげる方がよい。		

No.	資料	項目	発言者	質問等要旨	事務局回答	対応策
24	資料5 有事の際に作成すべき文書(案)	会議要旨のひな型(案)「6 会議資料」	白井委員	会議開催時の写真添付は可能なのか。 本当に緊急の時は配布資料すらない、作れないことがあるので、職員メモは記録として有効かと思う。	防災計画の詳細は確認していないが、、記録する担当も区分けされていたかと思うのである程度できる部分がある。 詳細は次回回答する。	「郡山市地域防災計画(令和2年9月改訂)」 本部部局(総務部) が災害対策本部会議の設営及び記録担当を担当する。 ・災害発生時の対応について担当所属と情報共有 写真(映像)、録音、録画等を残し、文字おこして記録を作成し、公文書として保存する。
25	資料5 有事の際に作成すべき文書(案)		石田委員	国や県から何もこない中で郡山市はよく取り組んだということを10年後に辿れるように、検証できるような資料として残しておきたい。ホワイトボードに書いたものを写真で残すとかはよい。		
26	資料4 標準文書保存期間基準表(案)		白井委員	保存期間基準というのは、いわば通常業務の文書の取扱いなので、すごく細かいがある意味作りやすい。問題は、この中でばらばらになってしまうような政策単位の郡山市民の方々にとっての重要な施策とか事業とかというのは何かということをお出しいただかないといけないが、今後作るのか。	これから着手する評価選別基準を作る中でとらえていきたい。	
26	資料4 標準文書保存期間基準表(案)		大河委員	歴史情報・公文書館の保存の問題、議論の中にあった保存期間基準表と関連して、結局選ぶのは誰なのかというと、文書責任者の役割が大変強いという感じを受けた。この表の中では、課長クラスの人が文書責任者になっており、大変重要な立場になってくる。そして、その人が何を基準として選ぶのかというと標準文書保存期間基準表が根拠になる。後世に過去の記録を残していく上で研修を実施して理解を深めていただきたい。	各課長は、ある意味担当者に任せてしまっているような現状があるのですが、改めて新しい制度では課長がその役割を担ってきちんと確認するということは徹底していきたい。	来年度の指針運用開始に合わせ、体系的な研修体制について検討する。

郡山市公文書等の管理指針（案）

総務部総務法務課

令和 4 年〇月

目次

はじめに	- 1 -
第 1 策定の趣旨	- 2 -
第 2 用語の定義	- 3 -
第 3 文書管理体制	- 5 -
第 4 作成	- 6 -
第 5 整理	- 8 -
第 6 保存	- 9 -
第 7 公文書ファイル管理簿の作成	- 11 -
第 8 移管、廃棄又は 保存期間の延長、移管、廃棄	- 12 -
第 9 点検、監査及び管理状況の報告等	- 13 -
第10 研修	- 14 -

はじめに

近年、国や地方公共団体等による公文書等の紛失や保存期間満了前の廃棄など、公文書等の不適切な取扱いが社会的に注目されており、改めて公文書管理の在り方が問われる事態となっている。

本市の公文書管理は、~~本市の~~内部規程である「郡山市文書等取扱規程（平成18年郡山市訓令第7号）」等に基づいて行っている。当該規程は、その名称が表すとおり、公文書の作成又は取得から保存及び廃棄までの取扱いに関するものであり、永年保存以外の公文書については、その保存期間が満了した後は、当該保存期間を延長しない限り全て廃棄となり、保存期間が満了した公文書の保存や活用について~~規定されていない仕組みがない~~。現在の公文書については、行政内部での利用を目的とすることが多いため、「公文書は行政のためのもの」という認識を持つ職員が少なくないのが現状である。

しかし、本来公文書は市民共有のものであり、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）に基づき、市民が主体的に公文書を利用できるようにするためには、適正な公文書管理を~~のみ~~実施しなければならない。~~が前提となる。~~

~~また、~~現在整備中の「（仮称）郡山市歴史情報・公文書館（以下「歴公館」という。）」において~~はも~~、歴史的に重要な公文書について、歴史資料とともに「市民共有の知的資源」として適正な保存管理と効果的な活用を図り、次世代に継承していくこととしている。

市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える「市民共有の知的資源」として、現在及び将来の市民が主体的に利用し得るものである~~る~~。り、それを実現する仕組みづくりが重要となる。職員は、この基本的な考えのもと、職員が公文書の作成又は取得から廃棄又は歴公館への移管及び保存活用までの公文書等のライフサイクル¹の各段階において適正な公文書管理を行うことにより、「市政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とともに、「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」必要がある。

¹ 文書の発生から処分までの各プロセスを体系的に管理すること。

第1 策定の趣旨

公文書は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）に定めるとおり、市民が主体的に利用し得るものである。市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責任を全うするためには、公文書等の適正な管理と、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることが重要である。

この指針は、公文書管理法の趣旨を踏まえ、作成すべき文書を明確にするとともに、本市における公文書管理の基本的事項を定めるものである。~~とともに、実務上の留意点を示すものである。~~

全ての職員は、公文書管理の目的を認識し、この指針や関係例規等に従い、適正に公文書等を取り扱うこととする。

なお、公文書管理について、法令等に特別の定めのある場合は、それによるものとする。

1 公文書管理の目的

(1) 公文書が「市民共有の知的資源」として、市民が主体的に利用し得るものであることを基本的な考えとする。

(2) 公文書管理の目的は、主に次のとおりである。

ア 市政が適正かつ効率的に運営されるようにすること

イ 市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされること

~~公文書は、公文書管理法に定めるとおり、市民が主体的に利用し得るものである。市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責任を全うするためには、公文書等の適正な管理と、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることが重要であることから、公文書管理法の趣旨にのっとり公文書管理を行う必要がある。~~

2 文書管理システムの利用

適正かつ効率的な公文書管理を行うため、公文書の作成又は取得から移管又は廃棄まで、文書管理システムにより公文書を管理することを原則とする。

第2 用語の定義

この指針において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるとおりとする。

1 実施機関（郡山市情報公開条例第2条）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会をいう。

2 公文書

実施機関の職員が①職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、②当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、③当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- （1） 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- （2） 郡山市情報公開条例施行規則（平成13年郡山市条例第44号）で定める市の機関²において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- （3） 市民の利用に供することを目的としているもの
- （4） 特定歴史公文書

3 歴史公文書

歴史資料として重要な公文書をいう。

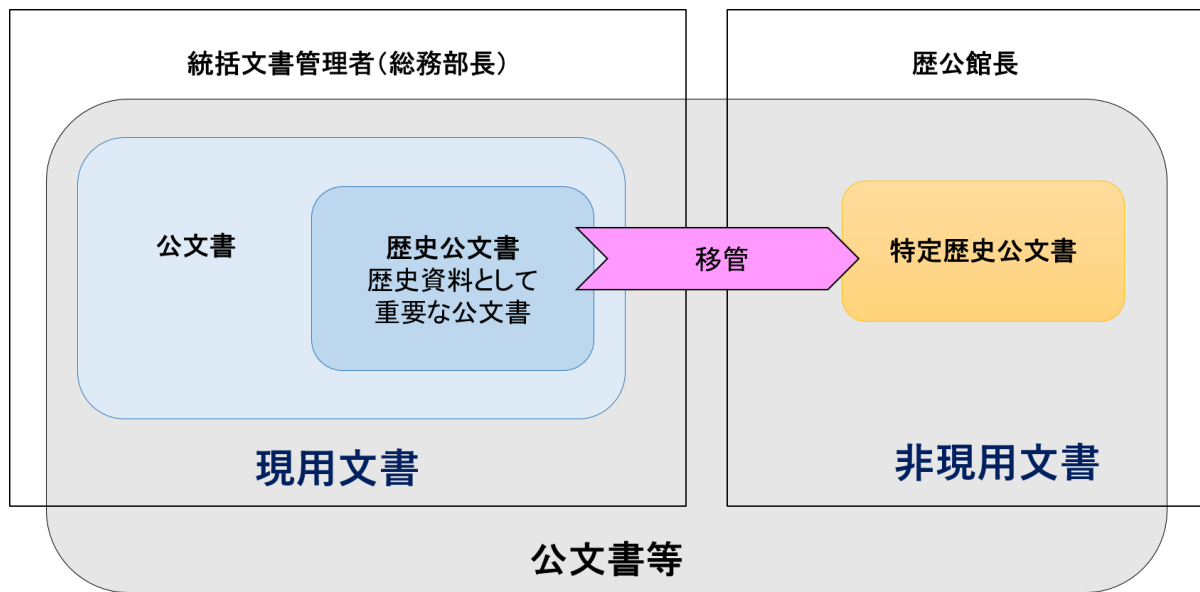
4 特定歴史公文書

歴史公文書のうち、保存期間が満了した後、市長が引き続き保存することとしたもの及び市長以外の実施機関から市長に移管され引き続き保存することとしたものをいう。

5 公文書等

公文書及び特定歴史公文書をいう。

² 郡山市図書館、郡山市立美術館、郡山市開成館、郡山市歴史資料館及び郡山市こおりやま文学の森資料館をいう。



「現用文書」 文書が発生してから保存期間が満了するまでの段階の文書

「非現用文書」 保存期間が満了した後の段階の文書

第3 文書管理体制

~~公文書管理は、実施機関内の各々の課等の所管事務の一環として行われるため、事務体制と同様の体制により行われることが基本だが、組織としての管理体制を明確にすることにより、適正な文書管理を確保する。~~

市長部局における管理体制については、次のとおりとし、市長部局以外の実施機関における管理体制については、実施機関ごとに市長部局の例に倣って別途定めるものとする。

総括文書管理者（新）	○総務部長 市長部局における適正な公文書管理の実施に係る事務を統括する。 【整理のポイント】 ・役割 行政機関の長の補佐。 公文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の作成、公文書の管理に関する歴公館との調整及び必要な改善措置の実施、研修の実施、例規整備
副総括文書管理者（新）	○総務法務課長 総括文書管理者を補佐する。
文書責任者（新）	○課長及び出先機関の長 課等における公文書管理の実施責任者とする。
文書取扱責任者	○課長補佐等 文書責任者を補佐する。

第4 作成

1 文書主義の原則

行政機関における事務は、主として文書を通じて行われている。これは、組織の事務処理を適正かつ効率的に行うに当たって、文書が最もよく情報の伝達、記録及び保存の機能を果たしているからである。

また、郡山市事務決裁規程（平成6年郡山市訓令第3号）第2条において、決裁とは「最終的な意思決定を行うこと」と定義しており、事務を行うに当たっては、原則として文書で決裁を受けることとなる。

職員は、こうした意思決定の結果である「決裁文書」のみではなく、公文書管理法第1条に定めるとおり、適正かつ効率的な行政運営を行うとともに現在及び将来の市民に対する説明責任を果たすため、~~審議又は検討その他の意思決定の結果だけでなく、~~「経緯も含めた意思決定に至るに係る過程」~~や「事務及び事業の実績」~~を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、公文書を作成しなければならない。

- (1) 市の区域の変更、字の区域及び名称の変更並びにその経緯
- (2) 条例、規則、訓令、要綱等の制定又は改廃及びその経緯
- (3) 関係行政機関~~←若しくはその長又は関係実施機関若しくは又は~~その長で構成される会議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯
- (4) 市政若しくは事業に関する計画若しくは方針の策定又は改廃及びその経緯
- (5) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- (6) 組織又は人事に関する事項

2 例外

- (1) 文書の作成を省略できる場合（事案が軽微なものである場合）

事後に確認が必要とされるものではなく、公文書を作成しなくても職務上支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有さないような場合に限定する。ただし、当該事案が政策判断や市民の権利義務に影響を及ぼすような場合は含まれない。

例示

- ア 所管事務に関する単なる照会・問合せに対する応答
- イ 実施機関内部における日常的業務の連絡、打合せ

- (2) 事後に文書を作成する場合

意思決定に当たっては文書を作成して行うことが原則であるが、当該意思決定と同時に文書を作成することが困難であるときは、口頭により処理するものとし、事後速やかに文書を作成することが必要である。

例示

ア 同一日に同一人から断続的に行われた相談への対応について、最後の相談が終了した後に文書を作成すること。

イ ~~緊急に事務を処理しなければならない場合又は現場における行政指導を行う場合等、あらかじめ文書を作成して意思決定をすることができない場合に、軽易な事案ではないが、緊急時の処理について、事後に文書を作成すること。~~

~~ウ 現場で完結した注意等の行政指導について、事後に文書を作成すること。~~

3 歴史的緊急事態の対応記録

~~歴史的緊急事態（記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく市全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、市民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に市全体として対応する会議その他の会合等については、将来の教訓として極めて重要であり、記録を作成するものとする。~~

~~例示 東日本大震災、新型コロナウイルス感染症に関するものなど~~

4 適切・効率的な文書作成

~~文書の作成に当たっては、郡山市文書等取扱規程や文書事務の手引き（総務法務課令和3年4月策定）等を参照しながら、その内容が職員だけでなく市民にとっても分かりやすいように適切な用字用語で的確かつ簡潔に記載すること。~~

第5 整理

公文書を適正に整理することは、必要な文書を迅速に取り出し、事務効率を高めるために重要である。公文書を適切に分類することによって、職員は、その思考の整理と事務の整理を行い、事務の効率化や情報の活用を図ることができ、最適な意思決定が可能となる。

公文書の整理は、事務執行管理の中心に位置づけられるものであり、全ての職員がこれらの意義を踏まえた上で、適切に整理に取り組む必要がある。このことによって、市政の適正かつ効率的な運営が可能となり、また、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うすることが可能となる。

1 職員の整理義務

職員は、~~次の~~第2項及び第3項に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 公文書を作成し、又は取得したときは、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する公文書を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめ、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

2 分類及び名称

公文書及び公文書ファイル（以下「公文書ファイル等」という。）は、その事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。この場合、公文書ファイル等の内容を端的に示すキーワードを記載するなど検索性を意識し、他の職員や市民が容易に理解できる表現・用語を用いることとする。

3 保存期間

- (1) 保存期間の設定については、別表「~~標準~~文書保存期間基準表」に基づいて行うものとする。ただし、法律若しくはこれに基づく命令又は条例等による保存期間の定めのある文書は、**当該法令等の規定による。法律若しくはこれに基づく命令又は条例等の規定による。**
- (2) 文書責任者は、公文書ファイルについて、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものは歴公館へ移管の措置を、それ以外のものは廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

第6 保存

一般的に、文書の持つ情報価値は時間の経過とともに減少し、その利用頻度も低下するが、その一方で、時間の経過にかかわらず永続的な歴史資料として価値を有する文書がある。このような文書の特性を踏まえた適切な保存管理が必要となる。

職員は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で適切に保存しなければならない。

1 公文書ファイル等の保存

(1) 紙媒体の公文書ファイル等

ア 本庁機関における保存期間が30年から5年までに属する紙媒体の公文書ファイル等については、文書の完結後1年度の間は各課等の執務室で保管し、その後、文書の劣化や散逸の防止、移管業務の円滑化のため、総務法務課が管理する集中書庫（西庁舎地下書庫）で保存することを原則とする。

イ 出先機関における保存期間が30年から1年までに属する紙媒体の公文書ファイル等及び本庁機関における保存期間が3年又は1年に属する~~その他の紙媒体の公文書~~ファイル等については、原則、保存期間が満了するまで、執務室等で保管するものとする。ただし、文書の完結後から一定期間経過した公文書ファイル等については、文書の混在や散逸の防止のため、執務室以外の施錠可能な書庫等で保管することが望ましい。

ウ 紙媒体の公文書ファイル等については、その保存場所を公文書ファイル管理簿に記録するものとする。また、保存場所を変更した場合は、公文書ファイル管理簿に新たな保存場所を記録するものとする。

エ 紙媒体の公文書ファイルには、文書管理システムから出力されるファイル背表紙を貼り付けるものとする。

(2) 電子媒体の公文書ファイル等

ア 電子媒体の公文書ファイル等については、改ざん、漏えい等の不適切な取扱いを防止するため、文書管理システムにより保存することを原則とする。

イ アの規定によりがたい場合は、ファイルサーバ上の共有フォルダ等により保存するものとし、適切なアクセス制限を設けるなど、改ざん、漏えい等の不適切な取扱いを防止するための措置を講じるものとする。

2 組織改編による公文書ファイル等の引継ぎ

組織の新設、改正又は廃止により各課等の所管事務に変更があった場合は、前所管課等の文書責任者は、当該変更に係る公文書ファイル等及び公文書ファイル管理簿を新所管課等の文書責任者に引き継ぐものとする。また、その引継ぎの内容について、総括文書管理者に報告するものとする。

3 集中管理の推進

~~総括文書管理者実施機関~~は、公文書の集中管理の推進に努めなければならない。

第7 公文書ファイル管理簿の作成

公文書ファイル管理簿は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るために必要不可欠なツールであるとともに、職員が適正かつ効率的に業務を行うための管理ツールとして作成するものである。

1 公文書ファイル管理簿の主な機能

- (1) 市民と行政機関との情報共有化ツール
- (2) 公文書の作成又は取得から移管又は廃棄までの現況の管理ツール
- (3) 意思決定の判断材料である情報の検索データベース
- (4) 公文書の管理状況の監査及び実地調査等における検証ツール
- (5) 公文書館の移管予定又は廃棄予定に関するデータベース

2 公文書ファイル管理簿の作成及び公表

- (1) 公文書ファイル管理簿には、公文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他必要な事項を記載するものとする。
- (2) 公文書ファイル管理簿は、~~事務局備え付けの閲覧及び~~インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第8 ~~移管、廃棄又は~~保存期間の延長、移管、廃棄

1 移管又は廃棄

文書責任者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、歴史公文書に該当するものは歴公館へ移管の措置を、それ以外のものは文書の内容及び性質に応じた適切な方法により廃棄の措置を講じなければならない。

なお、文書責任者は、歴公館に移管する公文書ファイル等について、歴公館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

2 保存期間の延長

文書責任者は、職務の遂行上必要がある場合は、その必要な限度において、一定の期間を定めた上で、設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。この場合、文書責任者は延長する期間及び延長の理由を総括文書管理者に報告しなければならない。

第9 点検、監査及び管理状況の報告等

公文書管理に関するコンプライアンスを確保し、適正な公文書管理を、組織及び職員一人一人に根付かせ維持するためには、点検又は監査の効果的な実施が必要である。このため、少なくとも毎年度一回、職員による公文書の作成や保存が適切に行われているかどうか点検及び監査を実施し、その中で、具体的な指導を継続することにより、組織としての公文書管理レベルの向上と職員一人一人の公文書管理スキルの向上を図ることとする。

1 点検及び監査

- (1) 文書責任者は、その管理する公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- (2) 副総括文書管理者は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- (3) 総括文書管理者は、点検及び監査の結果等を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講じるものとする。

2 紛失への対応

- (1) 文書責任者は、公文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。
- (2) 総括文書管理者は、前号の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 管理状況の報告等

- (1) 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理状況について、毎年度、市長に報告するものとする。
- (2) 市長は、毎年度、前号の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
- (3) 市長は、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合は、総括文書管理者に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- (4) 総括文書管理者は、前号による求めがあった場合又は実地調査が行われる場合は、必要な報告若しくは資料の提出を行い、又は必要な協力を行うものとする。

第10 研修

適正な公文書管理は、業務の効率化や円滑な市政運営に資するとともに、現在及び将来の市民に説明する責務を全うするための基本インフラである。このため、職員一人一人が責務を明確に自覚し、誇りを持って文書を作成し、文書に愛着を持って適切な管理を行い、堂々と後世に残していくという意識を醸成する必要がある。

職員一人一人が高い意識の下、公文書管理法の趣旨を踏まえ適正な公文書管理を行うためには、公文書管理に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるための研修の実施が不可欠である。

1 研修の実施

総括文書管理者は、職員に対し、文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

また、総括文書管理者は、公文書管理に関する専門的知識を有する人材の計画的育成の観点からも、研修の実施後、当該研修の効果を把握するなどして、体系的・計画的な研修の実施に努めなければならない。

2 研修への参加

文書責任者は、総括文書管理者及びその他の機関が実施する公文書の管理等に関する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

標準文書保存期間基準表(案)

資料3

変更後 郡山市 案					参考
事項	業務の区分	文書の類型	文書の例示	保存期間	総務法務課の現行ファイル（令和3年度）
市の区域の変更、字の区域及び名称の変更並びにその経緯					
1	1 市の区域の変更、字の区域及び名称の変更並びにその経緯	(1) 立案の検討	立案の検討に関する文書	30年	
		(2) 関係者との協議	協議に関する文書		
		(3) 議案の決定	議案の決定に関する文書		
		(4) 議会審議	議会の審議に関する文書		
		(5) 告示	告示文書		
条例、規則、訓令、要綱等の制定又は改廃及びその経緯					
2	2 条例の制定又は改廃及びその経緯	(1) 条例案の検討	ア 立案の基礎文書	30年	・条例の公布、報告【永年】 ・法令台帳【永年】 ・例規審査会関係書【3年】
			イ 立案の検討に関する調査研究文書		
			ウ 立案の検討に関する審議会等の文書		
		(2) 条例案の審査	審査の過程が記録された文書		
		(3) 他の行政機関との協議	協議に関する文書		
		(4) パブリックコメント手続	パブリックコメント手続に関する文書		
		(5) 議案の決定	議案の決定に関する文書		
		(6) 議会審議	議会の審議に関する文書		
		(7) 条例の公布	条例の公布に関する文書		
		(8) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用の基準の策定に関する文書		
3	3 規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 規則案の検討	ア 立案の基礎文書	30年	
			イ 立案の検討に関する調査研究文書		
			ウ 立案の検討に関する審議会等の文書		
		(2) 規則案の審査	審査の過程が記録された文書		
		(3) 他の行政機関との協議	協議に関する文書		
		(4) 規則の決定及び公布	規則の決定及び公布に関する文書		
		(5) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書		
		4	4 訓令の制定又は改廃及びその経緯		
イ 立案の検討に関する調査研究文書					
ウ 立案の検討に関する審議会等の文書					
(2) 訓令案の審査	審査の過程が記録された文書				
(3) 他の行政機関との協議	協議に関する文書				
(4) 訓令の決定及び令達	訓令の決定及び令達に関する文書				
(5) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用の基準の策定に関する文書				

変更後 郡山市 案					参考	
事項		業務の区分	文書の類型	文書の例示	保存期間	総務法務課の現行ファイル（令和３年度）
5	５ 要綱、要領等の制定又は改廃及びその経緯	(1) 要綱、要領等の案の検討	ア 立案の基礎文書	・立案の契機（事案の発生その他の立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書	業務上必要な期間 により 30年 10年 ５年	・要綱・要領・指針【永年】
			イ 立案の検討に関する調査研究文書	・立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・庁内の検討会議、ワーキンググループ等に関する文書		
			ウ 立案の検討に関する審議会等の文書	・附属機関等に係る諮問文書、配布資料、会議録、答申等		
		(2) 要綱、要領等の案の審査	審査の過程が記録された文書	・例規等審査に係る要綱等の案、審査記録、関係資料		
		(3) 他の行政機関との協議	協議に関する文書	・他の行政機関との協議案 ・他の行政機関からの質問、意見等及びそれに対する回答		
		(4) 要綱、要領等の決定及び公表	要綱、要領等の決定及び公表に関する文書	・決裁文書、公表文書		
		(5) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用の基準の策定に関する文書	・逐条解説、運用解釈及び運用手引等の検討に関する調査研究文書 ・逐条解説、運用解釈及び運用手引等の決定に関する文書		
関係行政機関若しくはその長又は関係実施機関若しくはその長で構成される会議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						
6	６ 関係行政機関又はその長で構成される会議その他これらに準ずる会議の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関又はその長で構成される会議その他これらに準ずる会議の決定又は了解に関する立案の検討その他の経緯	ア 立案の基礎文書	・立案の契機（事案の発生その他の立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書	業務上必要な期間 により 30年 10年 ５年	
			イ 案の検討に関する調査研究文書	・立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・庁内の検討会議、ワーキンググループ等に関する文書		
			ウ 案の検討に係る行政機関との協議に関する文書	・他の行政機関との協議案 ・他の行政機関からの質問、意見等及びそれに対する回答		
			エ 会議に検討のための資料として提出された文書及び会議の議事が記録された文書	・配布資料、会議録		
			オ 会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・会議の決定又は了解の内容を記録した文書、公表文書		
7	７ 関係実施機関又はその長で構成される会議その他これらに準ずる会議の決定又は了解及びその経緯	関係実施機関又はその長で構成される会議その他これらに準ずる会議の決定又は了解に関する立案の検討その他の経緯	ア 立案の基礎文書	・立案の契機（事案の発生その他の立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書	業務上必要な期間 により 10年 ５年	・庁議会議録【５年】
			イ 案の検討に関する調査研究文書	・立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・庁内の検討会議、ワーキンググループ等に関する文書		
			ウ 案の検討に係る実施機関との協議に関する文書	・他の実施機関との協議案 ・他の実施機関からの質問、意見等及びそれに対する回答		
			エ 会議に検討のための資料として提出された文書及び会議の議事が記録された文書	・配布資料、会議録		
			オ 会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・会議の決定又は了解の内容を記録した文書、公表文書		
市政若しくは事業に関する計画若しくは方針の策定又は改廃及びその経緯						
8	８ 市政若しくは事業に関する計画若しくは方針の策定又は改廃及びその経緯	(1) 計画等の立案の検討	ア 立案の基礎文書	・立案の契機（事案の発生その他の立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書	業務上必要な期間 により 30年 10年 ５年 ３年	・その他の事業計画関係書【３年】
			イ 案の検討に関する審議会等の文書	・附属機関等に係る諮問文書、配布資料、会議録、答申等		
			ウ 案の検討に関する調査研究文書	・立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・庁内の検討会議、ワーキンググループ等に関する文書		
		(2) 他の行政機関との協議	協議に関する文書	・他の行政機関との協議案 ・他の行政機関からの質問、意見等及びそれに対する回答		
		(3) パブリックコメント 手続	パブリックコメント 手続 に関する文書	・パブリックコメント手続に係る意見等募集及び実施結果に関する文書		
		(4) 計画等の決定又は改廃及び公表	計画等の決定又は改廃及び公表に関する文書	・決裁文書、公表文書		

変更後 郡山市 案					参考	
事項		業務の区分	文書の類型	文書の例示	保存期間	総務法務課の現行ファイル（令和３年度）
9	9 市政又は事業の実施に関する文書	(1) 事業の実施	事業の実施に関する文書	・ 事業の実施内容等が記録された文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	・ 事務報告書【永年】 ・ 広島・長崎中学生派遣事業関係書【５年】 ・ 行政センター・行政センター連絡所関係書【５年】 ・ 法律相談関係書【５年】 ・ 広島・長崎中学生派遣事業庶務関係書【３年】 ・ 核兵器廃絶都市宣言庶務関係書【３年】 ・ 自主避難者支援関係書【３年】
		(2) 事業の評価及び報告	事業の評価及び報告に関する文書	・ 事業の利用等の状況その他の事業の評価及び報告に関する文書		
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
10	10 審査基準、処分基準及び標準処理期間の設定及びその経緯	行政処分の審査基準、処分基準及び標準処理期間の設定に関する立案の検討その他の経緯	ア 立案の基礎文書	・ 立案の契機（関係法令、方針、計画、指示等）に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	
			イ 案の検討に関する調査研究文書	・ 立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・ 庁内の検討会議、ワーキンググループ等に関する文書		
			ウ 案の検討に関する審議会等の文書	・ 附属機関等に係る諮問文書、配布資料、会議録、答申等		
			エ 行政処分の審査基準、処分基準及び標準処理期間の設定に関する文書その他当該設定に至る過程が記録された文書	・ 審査基準等の案の決定過程に関する文書 ・ 決裁文書、公表文書		
11	11 許可、認可、承認等の行政処分の決定及びその経緯	(1) 許認可等の申請	ア 許認可等に係る事前相談及び事前協議に関する文書	・ 相談、回答等の記録 ・ 事前協議書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	
			イ 許認可等の申請に関する文書	・ 申請書、添付資料等		
		(2) 許認可等の審査及び検討	ア 許認可等の審査に関する文書	・ 審査に関する文書		
			イ 許認可等の検討に関する文書	・ 処分の検討に関する文書 ・ 附属機関等に係る諮問文書、配布資料、会議録、答申等		
12	12 不利益処分の決定及びその経緯	(3) 許認可等の決定	許認可等の決定に関する文書	・ 決裁文書、通知文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	
		(1) 事案の調査	事案の調査及び状況の確認に関する文書	・ 事案の発生及び事実確認等に関する文書		
		(2) 不利益処分の検討	不利益処分の検討に関する文書	・ 弁明等に関する文書 ・ 処分の検討に関する文書 ・ 附属機関等に係る諮問文書、配布資料、会議録、答申等		
		(3) 不利益処分の決定	不利益処分の決定に関する文書	・ 決裁文書、通知文書		
13	13 補助金等の交付及びその経緯	(1) 補助金等の交付に係る基準の設定及びその経緯	ア 立案の基礎文書	・ 立案の契機（関係法令、方針、計画、指示等）に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年	
			イ 案の検討に関する文書	・ 立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・ 庁内の検討会議、ワーキンググループ等に関する文書 ・ 附属機関等に係る諮問文書、配布資料、会議録、答申等		
			ウ 基準の決定に関する文書	・ 決裁文書、公表文書		
		(2) 補助金等の交付	ア 補助金等の交付の審査及び決定に関する文書	・ 申請書及び添付資料、説明記録等 ・ 審査に関する文書		・ 各種補助金関係書【５年】 ・ 私学振興関係書【５年】
			イ 補助金等の実績報告に関する文書	・ 実績報告、償還等に関する文書		
14	14 不服申立てに関する裁決、決定その他の処分及びその経緯	(1) 不服申立ての提起	不服申立ての提起に関する文書	・ 審査請求書、補正命令書等	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後 10年	
		(2) 要件審査	要件審査に関する文書	・ 要件審査に係る確認票等		
		(3) 審理	ア 審議会等の文書	・ 附属機関等に係る諮問文書、配布資料、会議録、答申等		
			イ 裁決、決裁その他の処分に関する文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・ 弁明等に関する文書 ・ 処分の検討に関する文書		
15	15 訴訟の提起又は応訴等及びその経緯	(1) 訴訟の提起又は応訴等	ア 訴訟の提起又は応訴等に関する文書	・ 訴状、期日呼出状 ・ 出訴又は応訴の決裁文書、指示事項等の記録 ・ 議案の決裁文書、議案書及び説明資料、答弁書	訴訟が終結する日に係る特定日以後、業務上必要な期間により 30年 10年	・ 争訟【永年】
			イ 方針決定に関する文書	・ 訴訟の提起又は応訴等の方針決定等に関する文書		
		(2) 訴訟における主張又は立証	訴訟における主張又は立証に関する文書	・ 答弁書、準備書面、証拠申出書等		
		(3) 判決等	判決又は和解に関する文書	・ 判決書、和解調書		

変更後 郡山市 案					参考	
事項	業務の区分	文書の類型	文書の例示	保存期間		
組織又は人事に関する事項					総務法務課の現行ファイル（令和３年度）	
16	16 組織又は定員に関する事項	(1) 組織編制及び定員の検討	組織編制及び定員の要求及び検討に関する文書 ・組織の新設、廃止又は改編等の契機（検討に至る理由、指示、要望等）に関する文書 ・組織及び定員の検討資料	10年		
		(2) 組織編制及び定員の決定及び公表	組織編制及び定員の決定に関する文書 ・決裁文書、公表文書			
17	17 職員の任免等に関する事項	(1) 職員の採用の決定	ア 採用計画の検討及び決定に関する文書	30年		
			イ 採用試験等の実施及び結果に関する文書			
			ウ 採用の決定に関する文書			
		(2) 職員の退職の決定	退職に関する文書 ・退職の手續に関する文書			
		(3) 職員の異動の決定	ア 人事異動の方針に関する文書			・人事異動の方針に関する文書
			イ 人事異動の決定に関する文書			
		(4) 職員の懲戒又は分限に関する事項指導	ア 懲戒又は分限の検討に関する文書			・懲戒又は分限の根拠となった事実及び検討に関する文書
			イ 懲戒又は分限の決定に関する文書			
18	18 会計年度任用職員の雇用に関する事項	(1) 会計年度任用職員の採用の決定	ア 選考の実施及び結果に関する文書	職員の退職の日に係る特定日以後５年		
			イ 任用及び免職に関する文書			・決裁文書
		(2) 会計年度任用職員の退職の決定	退職に関する文書 ・退職の手續きに関する文書			
19	19 職員の人事評価に関する事項	(1) 人事評価制度の制定又は改廃及びその経緯	人事評価制度の制定及び改廃に関する文書 ・立案の契機（立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書 ・立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・決裁文書	10年		
		(2) 人事評価の実施	人事評価の実施及び結果に関する文書 ・人事評価の実施及び結果に関する文書	５年		
20	20 職員の給与等に関する事項	(1) 職員の退職手当の支給	退職手当の決定及び支給に関する文書 ・退職手当の決定及び支給に関する文書	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は５年のいずれか長い期間		
		(2) 職員の給与又は手当等の支給	給与の決定又は手当等の認定及び支給に関する文書 ・給与の決定及び支給に関する文書 ・手当等の認定及び支給に関する文書	５年		
21	21 職員の服務等に関する事項	(1) 職員の服務	ア 出勤、休暇等に関する文書	５年 ３年	・休暇欠勤等届書【３年】	
			イ 時間外勤務等に関する文書		・時間外勤務命令簿【５年】	
			ウ 出張に関する文書		・旅行命令に関する文書 ・復命に関する文書	
		(2) 職員の研修	研修に関する文書 ・研修に関する文書		・研修【３年】	
		(3) 職員の福利厚生	福利厚生に関する文書 ・福利厚生に関する文書		・その他福利厚生【３年】	
その他の事項						
22	22 告示、公告その他公示に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	(1) 告示等の案の検討	ア 立案の基礎文書	業務上必要な期間により 30年 10年 ５年		
			イ 案の検討に関する調査研究文書			・立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書
		(2) 決定及び公表	決定及び公表に関する文書 ・決裁文書、公示文書			

変更後 郡山市 案						参考	
事項		業務の区分	文書の類型	文書の例示	保存期間	総務法務課の現行ファイル（令和３年度）	
23	23 市議会に関する事項	(1) 議案の提出	ア 議案の検討に関する文書	・立案の契機（立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書 ・立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・附属機関等に係る諮問文書、配布資料、会議録、答申等	業務上必要な期間により 30年 10年 5年	・包括外部監査議案関係書【永年】	
			イ 議案の決定に関する文書	・決裁文書、議案書			
		(2) 議会の開催	ア 議会の招集に関する文書	・議会の開催経緯に関する文書 ・議会の招集に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年		
			イ 議会資料に関する文書	・提案理由書 ・議案説明資料			
			ウ 議決等に関する文書	・議会の審議に関する文書 ・議決結果に関する文書			
		(3) 議会の事務（(1)及び(2)に該当するものを除く。）	議会の事務に関する文書	・議会の事務に関する文書			
		24	24 請願、又は陳情、要望等に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	(1) 請願、又は陳情、要望等の受付	ア 市に対する請願、陳情、要望等受付に関する文書	・請願書、陳情書、要望書等	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年
イ 市が国又は県に対して行う要望等に関する文書	・立案の契機（立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書 ・立案のための調査研究（他自治体、民間企業、市民等の状況調査の結果等）に関する文書 ・要望書等						
(2) 請願、又は陳情、要望等への対応	請願、又は陳情、要望等への対応に関する文書			・請願、陳情、要望等に対する対応の検討及び決定に関する文書			
25 特別職の事務引継に関する事項	事務引継書の決定			事務引継書	・市長、副市長等の事務引継書	30年	
26	26 部長、次長、課長、課長補佐及びこれらに相当する者の事務引継に関する事項	事務引継書の決定	事務引継書	・部長、次長、課長、課長補佐等の事務引継書	5年		
27	27 係長及びその他の職員（他の項に該当する者を除く。）の事務引継に関する事項	事務引継書の決定	事務引継書	・係長等の事務引継書	3年		
28	28 表彰、式典、行事等に関する事項	(1) 表彰等の制度の創設等	表彰制度の創設、変更又は廃止及びその経緯に関する文書	・立案の契機（立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書 ・関係法令、例規等 ・決裁文書、公表文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年		
		(2) 表彰等の授与	ア 表彰等の対象者の選定に関する文書	・選考基準に関する文書 ・対象者の選定案及び関係資料			
			イ 表彰等の決定に関する文書	・決裁文書、通知文書			
		(3) 式典等の実施	式典等の計画及び実施に関する文書	・式典等の開催計画 ・決裁文書、公表文書 ・実施状況の記録に関する文書		・祝弔関係書【５年】	
		(4) 後援、共催等	後援、共催等に関する文書	・申請書 ・決裁文書、通知書		・市長賞後援関係書【３年】 ・後援共催【３年】	
29	29 市の沿革及び市史の資料に関する事項	(1) 市の沿革及び市史の編さん	市の沿革及び市史の編さんに関する文書	・市の沿革及び市史の編さんの検討に関する文書 ・市の沿革及び市史に関する資料	10年		
		(2) 記念行事又は催事等	記念行事又は催事等の開催に関する文書	・行事等の開催計画 ・決裁文書、公表文書 ・実施状況の記録に関する文書	10年		

変更後 郡山市 案					参考		
事項		業務の区分	文書の類型	文書の例示			
				保存期間	総務法務課の現行ファイル（令和3年度）		
30	30 予算、決算、財政状況等に関する事項	(1) 予算の編成等	ア 予算編成方針の決定及びその経緯に関する文書	・ 予算編成方針の検討及び決定に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年	・ 予算関係【5年】	
			イ 予算の要求に関する文書	・ 予算要求書及び関係資料			
			ウ 予算案の調製及び決定に関する文書	・ 予算査定資料 ・ 議案の決裁文書及び関係資料			
			エ 議案の審議に関する文書	・ 議案書及び説明資料 ・ 議決結果に関する文書			
		(2) 起債、交付税等	起債、交付税等に関する文書			・ 起債、交付税等に関する文書	
		(3) 決算の報告等	ア 決算の調製に関する文書	・ 決算資料			
			イ 決算の審査等に関する文書	・ 監査委員の審査に関する文書 ・ 議会の認定に関する文書			
ウ 決算の公表に関する文書	・ 決裁文書、公表文書						
31	31 契約の締結に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	契約の締結	ア 契約の内容及び方法の検討に関する文書	・ 契約に係る要件、内容、方法等の検討に関する文書 ・ 費用積算書、仕様書、設計書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年	・ 外部監査契約関係書【10年】 ・ 契約関係書【10年】	
			イ 入札又は随意契約の実施に関する文書	・ 決裁文書、通知文書又は公示文書 ・ 入札等の実施結果に関する文書			
			ウ 契約の締結に関する文書	・ 決裁文書、契約書			
			エ 履行の確認に関する文書	・ 業務完了届、納品書等及び関係資料 ・ 検査書及び関係資料			
32	32 協定等の締結に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	協定等の締結	ア 協定等の締結の契機となった文書	・ 立案の契機（立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年		
			イ 協定等の内容の検討及び協議に関する文書	・ 内容の協議に関する文書 ・ 協定案等の検討に関する文書			
			ウ 協定等の締結に関する文書	・ 決裁文書、協定書			
33	33 市有財産の取得又は処分等に関する事項	(1) 公有財産の取得又は処分	ア 取得又は処分の契機となった文書	・ 立案の契機（立案を検討するに至る経緯、指示等）に関する文書	30年		
			イ 取得又は処分の検討に関する文書	・ 価格の設定又は評価等に関する文書			
			ウ 交渉等に関する文書	・ 交渉、協議等の記録			
			エ 議案の決定に関する文書	・ 議案の決裁文書及び関係資料			
			オ 議案の審議に関する文書	・ 議案書及び説明資料 ・ 答弁書			
			カ 契約又は寄附等に関する文書	・ 入札等の実施結果に関する文書 ・ 契約書等 ・ 登記に関する文書			
		(2) 公有財産の管理	ア 財産の管理に関する文書	・ 管理台帳等 ・ 修繕、維持管理等に関する文書 ・ 指定管理に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	・ 委託契約関係書【5年】 ・ 委託指名業者関係書【5年】 ・ 庁舎管理関係書【5年】 ・ 庁舎管理照会回答書【3年】	
			イ 境界確定に関する文書	・ 申請書及び添付資料 ・ 境界立会及びその結果に関する文書			
			ウ 貸付等に関する文書	・ 申請書及び添付資料 ・ 決裁文書、許可書、契約書			
		(3) 財産の取得、管理又は処分（(1)及び(2)に該当するものを除く。）	ア 取得、管理又は処分に関する文書	・ 管理台帳等 ・ 修繕、維持管理等に関する文書		・ 行政財産使用許可関係書【10年】 ・ 財産使用許可関係【10年】	
			イ 契約又は寄附等に関する文書	・ 入札等の実施結果に関する文書 ・ 契約書等 ・ 所管換え等に関する文書			
						・ 物品管理・処分【5年】 ・ 共用自動車管理関係書【5年】	

変更後 郡山市 案					参考
事項	業務の区分	文書の類型	文書の例示	保存期間	
34	34 公共事業の事業の実施に関する事項	(1) 事業計画の立案の検討	ア 立案の基礎文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	
			イ 案の検討に関する調査研究文書		
			ウ 案の検討に関する審議会等の文書		
			エ 事前評価に関する文書		
			オ 関係機関、団体等との協議又は調整に関する文書		
		(2) 事業計画の決定	事業計画の決定及び実施に関する文書		
		(3) 契約の締結	ア 入札又は随意契約の実施に関する文書		
			イ 契約の締結に関する文書		
		(4) 事業の実施	ア 事業の実施に係る協議に関する文書		
			イ 事業内容に関する文書		
		(5) 履行の確認	履行の確認に関する文書		
35	35 調査及び統計に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	調査及び統計	ア 立案の基礎文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	
			イ 案の検討に関する文書		
36	36 監査又は検査に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	監査又は検査	ア 監査又は検査の実施に関する文書	業務上必要な期間により 10年 5年	
			イ 監査又は検査の結果に関する文書		
37	37 審議会、協議会等に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	審議会、協議会等の会議の決定又は了解及びその経緯	ア 委員の委嘱に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年	
			イ 諮問事項等に関する文書		
			ウ 会議の開催に関する文書		
			エ 答申、提言、報告及び会議の決定又は了解に関する文書		
			オ 会議の記録に関する文書		
38	38 金銭等の出納に関する事項	金銭等の出納	ア 金銭の出納に関する文書	5年	・郵便料金関係書【5年】 ・料金後納郵便物差出票【5年】 ・支払関係【5年】 ・収入関係【5年】 ・郵便切手等使用簿【5年】
			イ 切手等の受払に関する文書		

変更後 郡山市 案						参考
事項		業務の区分	文書の類型	文書の例示	保存期間	総務法務課の現行ファイル（令和３年度）
39	39 文書の管理等に関する事項	(1) 文書の管理	ア 公文書ファイルの管理に関する文書	・ 公文書ファイル管理簿	常用	
			イ 公文書ファイル等の移管又は廃棄に関する文書	・ 移管及び廃棄の記録に関する文書	30年	・ 廃棄文書台帳【永年】 ・ 廃棄文書関係書【永年】
			ウ その他文書の管理に関する文書	・ 文書の收受及び発送に関する文書 ・ 文書管理システムに関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	・ 文書引継目録【永年】 ・ 告示、公告関係書【永年】 ・ 公示簿【永年】 ・ 公文書管理関係書【10年】 ・ 保存文書関係書【５年】 ・ マイクロフィルム等関係書【５年】 ・ 令達簿【５年】 ・ 親展文書收受簿【５年】 ・ 書留等授受簿【３年】 ・ 電報收受簿【３年】 ・ 浄書依頼票【３年】 ・ 保管期間延長申請関係書【３年】 ・ 保存期間延長申請書【３年】 ・ 文書取扱関係書【３年】 ・ 文書関係庶務関係書【３年】 ・ 文書関係照会回答書【３年】 ・ 総合行政ネットワーク【３年】
		(2) 公印の管理	ア 公印台帳	・ 公印台帳	常用	・ 公印台帳【永年】
			イ 公印の調製等	・ 公印の新調、改刻及び廃止に関する文書	30年	・ 公印関係書【永年】
			イ その他公印の管理に関する文書	・ 公印の使用に関する文書 ・ 管理状況調査に関する文書	業務上必要な期間により 5年 3年	・ 公印印影印刷承認申請書【５年】 ・ 公印事前押印承認申請書【５年】 ・ 公印持出承認申請書【５年】 ・ 電子印使用承認関係書【５年】 ・ 公印調査等関係書【３年】
40	40 防災危機管理に関する事項	本市内の大規模な災害又は重大な事件、事故等の発生状況及び対応の決定	ア 発生の状況、様態等に関する文書	・ 発生の状況、様態等の記録に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年	
			イ 対応等の決定及びその経緯に関する文書	・ 対応の検討に関する文書 ・ 対応等の決定及び実施に関する文書		
41	41 情報公開及び個人情報保護に関する事項	(1) 公文書の開示請求に対する決定及びその経緯	ア 公文書の開示請求等に関する文書	・ 開示請求書	10年	・ 公文書開示請求【10年】
			イ 公文書の開示等の決定に関する文書	・ 決裁文書、通知書		
		(2) 個人情報の開示請求に対する決定及びその経緯	ア 個人情報の開示請求等に関する文書	・ 開示請求書	10年	
			イ 個人情報の開示等の決定に関する文書	・ 決裁文書、通知書		
		(3) 個人情報の取扱い	個人情報取扱事務に関する文書	・ 目的外利用に関する文書 ・ 個人情報保護に関する文書	業務上必要な期間により 5年 3年	・ 個人情報目的外利用等関係書【３年】
42	42 戸籍及び住民基本台帳に等に関する事項	(1) 戸籍の管理	ア 戸籍及び附票等の原本	・ 戸籍簿、除籍簿 ・ 附票	※備考２に該当	
			イ 戸籍の管理に関する文書	・ 戸籍謄抄本等請求書 ・ 通知書 ・ 戸籍システムに関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	
		(2) 住民基本台帳の管理	ア 住民基本台帳	・ 住民基本台帳	※備考２に該当	
			イ 住民基本台帳の管理に関する文書	・ 住民異動届 ・ 通知書 ・ 住民基本台帳ネットワークシステムに関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	

変更後 郡山市 案						参考
事項		業務の区分	文書の類型	文書の例示	保存期間	
43	43 市税等に関する事項	市税等の賦課及び徴収等	市税等の賦課及び徴収等に関する文書	・課税の根拠に関する文書 ・課税台帳 ・調定簿 ・督促状	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	
44	44 選挙に関する事項	選挙に関する業務	選挙事務に関する文書	・投票区に関する文書 ・選挙人名簿 ・選挙の実施に関する文書	業務上必要な期間により 30年 10年 5年 3年	
45	45 原簿、台帳その他の常時利用する必要がある文書に関する事項		原簿、台帳その他の常時利用する必要がある文書	・墓地台帳	常用	
46	46 照会、回答、通知、申請及び届等に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	照会、回答、通知、申請及び届等に関する業務	照会、回答、通知、申請及び届等に関する文書	・照会書 ・回答書 ・通知書 ・申請書 ・届書 ・報告書 ・送付書	業務上必要な期間により 10年 5年 3年 1年	・郡山地方土地開発公社関係書【10年】 ・郡山地方土地開発公社照会回答関係書【５年】 ・自衛隊関係書【５年】 ・庁議一般文書【３年】 ・監査委員との連絡文書【３年】 ・監査関係照会回答書【３年】 ・町名及び町字界に関する照会回答書【３年】 ・総務関係照会回答書【３年】 ・組織運営関係照会回答書【３年】 ・公平委員会関係照会回答書【３年】 ・その他照会回答【３年】 ・その他行政文書（庁内通知等）【１年】
47	47 庶務に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	庶務	庶務に関する文書		業務上必要な期間により 5年 3年 1年	・総務庶務関係書【３年】

備考

- 1この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)立案の基礎文書立案の基礎となった市政に関する基本方針又は市政上の重要な事項に係る意思決定が記録された文書

(2)調査研究文書調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書

(3)附属機関等の文書郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成14年8月1日適用）に規定する附属機関等に検討のための資料として提出された文書及び附属機関等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他附属機関等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書

(4)実施機関郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）第2条第1号に規定する実施機関

(5)特定日文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする文書において保存期間の起算日となるべき日であり、法律関係が消滅した日その他の起算日の特定に係る事象が生じた日の属する年度の翌年度の4月1日
- 2法律若しくはこれに基づく命令又は条例等による保存期間の定めのある文書は、当該法律若しくはこれに基づく命令又は条例等の規定によるほか、この表により難い文書の保存期間については、文書責任者がこの表の規定を参酌して定める。
- 3この表の複数の類型に該当する文書の保存期間は、当該類型ごとに定める保存期間のうち最も長いものとする。